

## 運動部活動再開にあたってのガイドライン 変更事項

### 1 運動部活動再開にあたってのガイドライン（6）

（改定前）

自粛による運動不足や体力の低下が懸念されるため、7月末までは児童生徒の安全面を考慮して、市外及び近隣校との練習試合や接触を伴う運動は控え、十分な準備運動を入れ、体力の回復に努めること。



（改定後）

7月21日以降市内近隣校との練習試合及び合同練習を可能（中学校のみ）とするが、児童生徒の体力面等を鑑みて、段階的な練習計画を立て体力の回復を優先すること。

### 2 運動部活動再開にあたってのガイドライン（8）の③

（改定前）

- ③ 市外及び近隣校の練習については、7月31日までは行わないこととし、8月1日以降は実施可能とするが、校長の許可を得て行うこと。



（改定後）

- ③ 中学校における市外及び近隣校の練習については、7月20日までは行わないこととし、7月21日から7月31日までは、市内近隣校との練習試合及び合同練習を可能とするが、校長の許可を得て行うこと。また、8月1日以降は市外への練習試合等の実施を可能とするが、校長の許可を得て行うこと。

小学校における市外及び近隣校の練習については、7月31日までは行わないこととし、8月1日以降は実施可能とするが、校長の許可を得て行うこと。